

# 子どもの貧困対策計画の概要

## (1)子どもの貧困についての基本的な考え方

厚生労働省発表のデータでは、現在、我が国では、6人に1人の子どもが相対的な貧困状態<sup>1</sup>にあります。特に、ひとり親家庭では、半数以上が貧困状態<sup>2</sup>に該当しています。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の基本理念にもあるように、子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければなりません。

### ■ 子供の貧困対策に関する大綱

～ 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して ～

#### 基本的な方針（抜粋）

- ・ 子どもの貧困対策は、貧困の世代間連鎖を断ち切るとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組む。
- ・ 一般的な子ども関連施策をベースとし、子どもの成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図る。
- ・ 第一に子どもに視点を置いて、その生活や成長を権利として保証する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する。
- ・ 児童養護施設等に入所している子どもや生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子どもなど、支援の要する緊急度の高い子どもに対して、優先的に施策を講じるよう配慮する。
- ・ 施策の実施に当たっては、対象となる子どもに対する差別や偏見を助長することがないように十分留意する。

家庭の経済状況が世帯の子どもの学力や進学に影響し、更に、成人後の就労状況にも影響し、結果として**貧困状態が連鎖してしまうこと**が問題となっています。

こうした『貧困の連鎖』の流れを断ち切るため、**親の就労支援や子どもへの教育支援など「貧困から脱却するための未来に向けた支援」が必要**です。また、子どもが貧困状態にあることを家庭の自己責任として放置するのではなく、**社会全体として応援・支援できる環境づくり**が必要です。



<sup>1</sup>ここでは、世帯収入から子どもを含む国民一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べたとき、真ん中の人の額(中央値)の半分(貧困線)に満たない人の割合を相対的貧困率と呼ぶ。また、子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線に届かない人の割合を指す。平成25年の国民生活基礎調査では、「17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合」が16.1%にのぼった。

<sup>2</sup>平成25年の国民生活基礎調査において、現役世帯のうち「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合が54.6%にのぼった。

## (2)子どもの貧困を取り巻く近年の動き

平成 25 年 6 月に、子どもの貧困対策の推進施策の基本となる事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、子どもの貧困に焦点を当てた取り組みが動き始めました。

平成 27 年 12 月の子どもの貧困対策会議では、具体的に、ひとり親家庭の生活、学び、仕事、住まいを支援する「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」などが決定されました。

平成 25 年度	6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律 成立・公布	「子供の貧困会議」、 「子供の貧困対策に 関する検討会」を経て…
	1月	子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行	
平成 26 年度	8月	子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定	←
	4月	子供の未来応援国民運動 発起人集会 ○子供の未来応援国民運動趣意書を採択 ○総理から、ひとり親家庭の自立支援等のため、施策の充実について、夏を目途にその方向性をとりまとめ、年末を目途に財源確保を含めた政策パッケージを策定するよう指示	
平成 27 年度	10月	子供の未来応援国民運動 始動 ○ホームページ(支援情報ポータルサイト、マッチングサイト等)の開設、基金への募金受入れ開始	
	10月	子供の未来応援国民運動発起人会議 ○「子供の未来応援基金への御協力について」を決議	
	11月	「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策ー成長と分配の好循環の形成に向けてー」をとりまとめ	
平成 28 年度	12月	子どもの貧困対策会議(「 <u>すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト</u> 」を決定)	
	6月	ニッポン一億総活躍プラン 閣議決定	

## (3)子どもの貧困に関する滋賀県の状況

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第九条において、子どもの貧困対策計画策定の努力義務をおっており、滋賀県では、淡海子ども・若者プラン(平成 27 年～平成 31 年)を県の計画として位置付けており、**国の大綱に基づく4つの支援について盛り込んで**います。

淡海子ども・若者プラン(平成 27 年～平成 31 年)

●具体的な施策の推進 「3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進」

(3)子どもの貧困対策の 推進	一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援
	貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援
	世帯の生活を下支えするための経済的支援
	子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

## (4)「彦根市子どもの貧困対策計画」の策定について

### 1 趣旨

子どもの貧困に関しては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。また、平成28年2月には子どもの貧困に対して具体的な策を講じることを目的として、「地域子供の未来応援交付金」が創設されました。

現在本市では、「子どもの貧困」に関しては、平成27年3月に策定した「彦根市子ども・若者プラン」の中で、「みんなが共に育つための子ども・若者への支援」での施策として位置付けていますが、プランの策定にあたり実施したニーズ調査では、「子どもの貧困」に視点を置いた質問形式にはなっていないことから、今回、「子どもの貧困」に視点を置いたアンケート調査を実施し、その結果を分析し、資源量把握および支援体制の整備計画を策定するものです。

なお、対策計画の策定にあたっては、個別計画とするのではなく、現在の「彦根市子ども・若者プラン」の一部として策定し、プランにおける子どもの貧困に関する各施策の見直し、施策の追加等を行うものです。

<p style="text-align: center;"><b>彦根市子ども・若者プラン</b> (子ども・子育て支援事業計画) (子ども・若者支援計画) (母子保健計画) (母子及び父子並びに寡婦福祉法自立促進計画) (子どもの貧困対策計画) ←追加</p>
--

### 2 計画期間 平成29年度から平成31年度（3か年）

### 3 実態調査等

#### ○ 実態調査（別添資料6-1）

彦根市内に居住する

小学4～6年生 1,200人（各学年400人）と中学生 1,200人（各学年400人）  
2,400人（無作為抽出、郵送により配布・回収）

#### ○ 資源量調査

##### ・ アンケート形式（別添資料6-2）

市立保育所・幼稚園、市立小・中学校、市内高校・大学 45校（園）

##### ・ ヒアリング形式

保育所・幼稚園、小・中学校、市内高校・大学、彦根子ども家庭相談センター、コーポのぞみ、民間支援団体、教育委員会（スクールソーシャルワーカー）、福祉保健部（学習支援員、社会福祉課・子育て支援課 CW）

※ 保育所・幼稚園、小・中学校、市内高校・大学はアンケート形式の調査結果等から数校を抽出して実施。

#### ○ 子どもへの聞き取り調査（別添資料6-3）

社会福祉課学習支援を利用している子どもや民間支援団体の学習支援を利用している子どもからの聞き取りの実施

「彦根市子ども・若者プラン」における子どもの貧困対策に関わる施策を整理・追加しながら、「彦根市子ども・若者プラン」の一部として「彦根市子どもの貧困対策計画」を策定し、彦根市としての子どもの貧困対策を推進していきます。

### ■彦根市子ども・若者プランの体系

